

各 位

会 社 名 株式会社 平賀
代表者名 代表取締役社長 中村 則丈
(J A S D A Q ・ コード 7 8 6 3)
問合せ先
役職・氏名 管理部長 須賀 通雄
電話 0 3 - 3 9 9 1 - 4 5 4 1

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 19 日付「訴訟提起に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、ユーピテル株式会社に対し、3 億 6725 万 6446 円の約束手形に関する債務不存在確認請求訴訟を（以下「本訴」）を東京地方裁判所に提起しましたが、平成 25 年 12 月 17 日、同裁判所より、当社の債務不存在確認請求を認める判決が言い渡されました。その後、当社は同判決の一部（当社がユーピテル株式会社に対して損害賠償を求めたことに対する判決）に不服があったため、同判決に対して控訴を提起し、またユーピテル株式会社も同判決に対して控訴を提起したため、引き続き東京高等裁判所において本訴の審理が継続されておりましたが、本日、東京高等裁判所より、各控訴をいずれも棄却する判決（以下「本判決」）が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 本判決があった裁判所および年月日

高等地方裁判所 平成 26 年 5 月 22 日

2. 訴訟の内容と経緯

(1) 訴訟の内容

当社とユーピテル株式会社との間において、当社を第一裏書人とする金額 3 億 6725 万 6446 円の約束手形に基づく当社の同社に対する支払債務が存在しないことを確認する。

ユーピテル株式会社は当社に対して 3 4 9 8 万 9 7 7 2 円及びこれに対する平成 2 4 年 4 月 5 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟の経緯

平成 24 年 3 月上旬、ユーピテル株式会社が突然来社し、3 億 6725 万 6446 円の手形上の請求権の存在を主張いたしました。

かかる要求について、当社はこれを拒否したうえ、上記手形に基づく当社の債務が存在しないことを確認し、またユーピテル株式会社に対し損害賠償の支払いを求めるため、本訴を提起いたしました。

平成 25 年 12 月 17 日に東京地方裁判所より、当社の債務不存在確認請求を認める判決が言い渡されましたが、当社は同判決の「被告は、原告に対し、198 万 8118 円及びこれに対する平成 24 年 4 月 5 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。」につき不服があったため、同判決に対して控訴を提起し、またユーピテル株式会社も同判決に対して控訴を提起したため、引き続き東京高等裁判所において本訴の審理が継続されることになりました。

(3) 本判決の内容

本判決主文の概要は以下のとおりです。

- i 本件各控訴をいずれも棄却する。
- ii 控訴費用は各自の負担とする。

3. 今後の対応について

ユーピテル株式会社が、本判決に対して不服を申し立てれば、引き続き最高裁判所において本訴の審理が継続される可能性があります。

また、本判決によって、当社業績に与える影響はありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示致します。

以 上